

理学療法科学域

2019年度

首都大学東京 大学院

人間健康科学研究科〔博士前期課程〕

「アジアの高度先端医療者育成」

外国人留学生特別選抜

学生募集要項

＜「アジアの高度先端医療者育成」外国人留学生特別選抜について＞

東京都は、都市外交を推進する上で不可欠な人材育成事業を継続的に実施するため、2015年から概ね10年間にわたり、「東京都都市外交人材育成基金」を設置しています。

このたび、東京都設立の公立大学法人が運営する「首都大学東京」の大学院人間健康科学研究科において、この「東京都都市外交人材育成基金」を適用し、「アジアの高度先端医療者育成」事業として、アジアの優秀な留学生を募集します。本事業では、アジア諸国の医療水準向上を後押しするために医療技術者を受け入れ、高度な先端医療者として育成するなど、アジアからの医療人材の高度な知識と技能の習熟や学習を支援します。

本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等免除や奨学金給付等の生活支援を実施します。なお、本事業は「平成31年度東京都歳入歳出予算」が2019年3月31日までに成立することを前提としております。

1 募集人員

2名

2 出願資格

以下（1）から（3）の各号のいずれかの要件を満たすとともに、（4）から（9）の各号の要件を全て満たす者とします。

- （1）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は2019年9月30日までに修了見込みの者
- （2）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者又は2019年9月30日までに授与される見込みの者
- （3）本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2019年9月30日までに22歳に達する者、かつ臨床経験が1年以上ある者

（注1）上記（1）または（2）の要件に該当しない場合、事前の「3 個別の出願資格審査」による認定を受ける必要があります。

- （4）理学療法士としての資格を証明するものを有する者又は資格取得見込みであることを証明することができる者
- （5）次のイまたはロのいずれかに該当する者
 - イ アジア諸地域（注2）の国籍を有し、新たに海外から日本へ留学する者
 - （注2）アジア諸地域 次の東アジア、東南アジア及び南アジアの国及び地域をいう。

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、台湾

- ロ アジア諸地域以外の外国の国籍を有し、出願時においてアジア諸地域に主たるキャンパス・研究所・事務所等が所在する大学等研究機関又は政府機関・地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）に在籍する者
- (5) 学業及び日本での生活上、基本的な日本語の理解（Japanese-Language Proficiency Test: N4 Level 以上、等）及び基本的な英語能力（IELTS 5.0、TOEFL iBT 61 点以上、等）を入学時までには有することを望む。また、日本語能力については、課程1年次修了までに、基本的な日本的な場面で使われる日本語をある程度理解可能な水準（Japanese-Language Proficiency Test: N3 Level 以上）の習得を望む。
- (6) 本課程修了後、アジアの医療機関、教育研究機関、政府機関又は地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）において、該当領域で就職又は進学（博士後期（博士）課程）する意志があること。
- (7) 本課程修了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与する意志があること。
- (8) 渡日時に「留学」の査証を取得すること。「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者、出願時に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者（研究生も含む。）は資格を有しない。
- (9) 以下のイからへのいずれにも該当しないこと。合格発表後に以下のイからへのいずれかに該当することが判明した場合には、入学資格又は在学資格を取り消す場合がある。
- イ 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、出入国管理および難民認定法による永住の許可を受けている者
- ロ 現役軍人又は軍属の資格を有する者
- ハ 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者
- ニ 過去に日本政府奨学金留学生として、博士前期（修士）課程の教育を本学又は国内他大学で受けた者
- ホ (1) の要件により出願した場合において、当該要件で定める課程を2019年9月30日までに修了しなかった者。又は(2) の要件により出願した場合において、当該要件で定める学位を2019年9月30日までに授与されなかった者
- ヘ 理学療法士としての資格を証明するものを2019年9月30日までに用意できなかった者

出願する場合は、本要項を熟読した上で出願手続を行ってください。事前に相談を希望する場合は、理学療法科学域窓口教員（asia-pt_at_tmu.ac.jp）（注3）まで連絡してください。

※メールの件名は「アジアの高度先端医療者育成」と記載すること。

(注3) at を@にご変更ください。

詳細はウェブページを参照してください (<https://www.hs.tmu.ac.jp/programs/ahrdp.html>)。

3 個別の出願資格審査【「2 出願資格」の(3)に該当する者のみ】

(1) 出願資格審査(確認)の申請手続

「2 出願資格」の(3)により出願を希望する者については、出願資格の確認を行いますので、下記(2)の受付期間内に、次の書類を下記(3)の書類提出先まで提出してください(提出いただいた書類は返却しません)。なお、出願資格が認定された場合、出願時に同一の書類を改めて提出する必要はありません。

必要書類等	注意事項
①出願資格認定申請書 (様式1)	・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
②専門資格のライセンス (写し)	・理学療法士としての資格を証明するもの。 ・資格取得見込みの者は、それを証明するもの(取得見込み期日を明記したもの)。 ・英語でない場合は参考英訳を添付すること。
③成績証明書	・最終卒業(予定)学校により正式に作成されたもの。 ・1年次から最終年次のもので作成すること。 ・英語又は日本語で作成すること。
④パスポートの写し	・表紙及び氏名と国籍、年齢が分かるページ

(2) 受付期間

郵送する場合：2019年1月7日(月)～2019年1月31日(木) **(必着)**

持参する場合：2019年1月7日(月)～2019年1月31日(木)(土日祝を除く)

※受付時間 10:00～12:00、14:00～16:00(日本時間)

(3) 書類提出先

〒116-8551 東京都荒川区東尾久7-2-10

首都大学東京荒川キャンパス管理部学務課教務係

『「アジアの高度先端医療者育成」外国人留学生特別選抜』担当あて

※封筒余白に『出願資格審査』と朱書きで表示すること。

(4) 出願資格審査結果の通知

出願資格審査の申請者には郵送とメールで結果を通知します。出願資格審査結果の通知書が、出願受付開始日の前日までに届かない場合には、荒川キャンパス管理部学務課教務係(adm_kyo_at_tmu.ac.jp)(注4)に電子メールで照会してください。

(注4) _at_を@にご変更ください。

※個別の出願資格審査で出願資格が認定された方も、「4 出願」以降の案内に従って出願手続を行ってください。

4 出願

(1) 出願受付期間

郵送する場合：2019年3月4日（月）～2019年3月27日（水）（必着）

持参する場合：2019年3月4日（月）～2019年3月27日（水）（土日祝を除く）

※受付時間10:00～12:00、14:00～16:00（日本時間）

(2) 出願書類提出先

〒116-8551 東京都荒川区東尾久7-2-10

首都大学東京荒川キャンパス学務課教務係

『「アジアの高度先端医療者育成」外国人留学生特別選抜』担当あて

※封筒余白に『出願書類在中』と朱書きで表示すること。

(3) 提出書類

出願書類等	注意事項
ア 外国人留学生申請書 (様式2-1)	<ul style="list-style-type: none">・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。・写真（縦4cm×横3cm）は、出願前3か月以内に撮影した正面・無帽、上半身のものを指定欄に貼ること。宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出できない特段の事情がある場合は事前に相談すること。
イ 研究計画 (様式2-2)	<ul style="list-style-type: none">・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
ウ 推薦調書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none">・出身校の長又は勤務先の所属長等が作成したもの。・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
エ 将来のキャリアプランと 首都大学東京及び 東京都への貢献に ついて(様式4)	<ul style="list-style-type: none">・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
オ 誓約書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none">・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
カ 健康診断書 (様式6)	<ul style="list-style-type: none">・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。
キ 卒業（見込）証明書 (写し)	<ul style="list-style-type: none">・最終卒業（予定）学校により正式に作成されたもの。・英語又は日本語で作成すること。

ク 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・最終卒業（予定）学校により正式に作成されたもの。 ・1年次から最終年次のものまで作成すること。 ・英語又は日本語で作成すること。
ケ 英語能力及び日本語能力の証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時の英語能力（IELTS、TOEFL iBT 等）を証明するものがあるれば提出すること。なお、日本語能力（Japanese-Language Proficiency Test 等）を証明するものがあるれば、を併せて提出すること。 ・出願時より1年以内に受験したもの。 ・英語又は日本語で作成すること。
コ 専門資格のライセンス（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士としての資格を証明するもの。 ・資格取得見込みの者は、それを証明するもの（取得見込み期日を明記したもの）。 ・英語でない場合は参考英訳を添付すること。
サ パスポートの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙及び氏名と国籍、年齢が分かるページ
シ 証明書用顔写真	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書用顔写真（縦4cm×横3cm）2枚 ※志願票に貼る写真と同じものを用意すること。

5 入学者選考方法

入学者の選考は、提出書類の内容（第1次選考）及び専門分野に係る口述試験の結果（第2次選考）を総合して行います。第1次選考の結果は、4月12日（金）までに受験者全員に郵送とメールで通知します。第1次選考に合格した者に対し、以下のとおり、第2次選考を実施します。

- (1) 選考期日 2019年4月20日（土）から2019年5月13日（月）までの間で本研究科が指定する日
- (2) 試験場 本研究科が指定する場所
※入学試験にかかる交通費及び宿泊費は自己負担とします。
- (3) 試験科目 専門分野に係る口述試験を課します。日本語能力も問います。
※試験日時・場所等は、メールで連絡します。

6 合格発表

日時 2019年5月30日（木）

受験者全員に郵送とメールで結果を通知します。また、合格者には別途合格通知書を郵送します。

7 入学手続

合格者は2019年7月31日（水）までに入学手続を済ませて下さい。

8 入学時期

2019年10月1日（火）

9 入学者への支援

入学手続きが完了した者に対して、以下の支援を行います。

(1) 入学考査料・入学料

免除します。

(2) 授業料

博士前期（修士）課程標準修業年限（2年間）の授業料を免除します。

(3) 奨学金

月額18万円の奨学金を給付します。給付期間は、博士前期（修士）課程標準修業年限（2年間）の間とします。

(4) 渡航費

留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港又は羽田空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。また、留学生が学位を取得し帰国する際には、成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。なお、空港から各キャンパスまで及び各キャンパスから空港までの交通費は学生負担とします。

※航空券の支給が困難な場合には、留学生本人による航空券の手配とし、その運賃を補助しません。

※ただし、休学・退学した場合等に伴う帰国の運賃は給付しません。

(5) 留意事項

※入学時の誓約や本大学の規則及び規程等に著しく反する行為を行った場合は、退学勧告の上、上記の支援を打ち切ります。また状況に応じて、上記の支援を行った金額の請求又は返還を求めることがあります。

※上記の他、休学した場合、在籍確認ができない場合等は、「授業料免除の停止」「奨学金の給付停止」を行うことがあります。

※家族を呼び寄せる場合、呼び寄せのための手続きやその後の生活相談には対応できかねますので、ご留意ください。

10 帰国後の責務について

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。